

(13) (社)青森県農村開発公社

(14) (社)青森県農業経営改善支援センター

【担当：新町委員 吉沢委員 岩間委員】

1 法人の概要及び前回評価・所見・提言の要旨

(1) 法人の概要

【(社)青森県農村開発公社】

代表者	理事長 山口柁義 (青森県副知事)		
設立年月日	昭和46年4月13日		
役員・従業員	理事13人(うち常勤1人)、監事3人、正職員14人(うち県派遣職員8人)、非常勤職員2人、臨時職員4人		
基本財産	10,000千円(うち青森県からの出資5,000千円)		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出資者	出資額(千円)	出資割合(%)
	青森県	5,000	50.0
	市町村	4,500	45.0
	農業団体	500	5.0
主要業務	農用地の買入・売渡事業、農用地の借入・貸付事業 農作業受委託促進事業		
主要収入	借入金収入 農用地合理化事業収入 補助金収入		

【(社)青森県農業経営改善支援センター】

代表者	会長 玉熊良悦 (青森県農林水産部長)		
設立年月日	平成7年12月8日		
役員・従業員	理事8人、監事2人、正職員6人(うち兼務4人)、臨時職員1人		
基本財産	1,100千円(うち青森県からの出資500千円)		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出資者	出資額(千円)	出資割合(%)
	青森県	500	45.5
	青森県農業会議	100	9.1
	青森県市長会	50	4.5
	青森県町村会	50	4.5
農業団体等	400	36.4	
主要業務	青年農業者就農支援事業 経営改善支援活動事業		
主要収入	補助金収入 賛助会費収入		

(2) 前回の評価・所見・提言の要旨

ア 青森県農村開発公社（平成12年度見直しフォローアップ事業報告）

当公社を取り巻く経営環境が大きく変化している中で、当公社が大きナリスクを負うことになる「一時貸し付けタイプの事業」を積極的に推進することには問題がある。このため、同事業については抜本的な見直しを提言する。

イ 青森県農業経営改善支援センター（平成11年度検討結果報告）

当法人の中長期経営計画については、概ね妥当と考えられるが、農業関係団体の再編整備が進んでいく段階での他の法人のとの統合については、当法人の事業の効率化、組織体制、貸付業務の債権管理のあり方等を考慮したうえで具体的な検討が必要である。

2 今年度の検討結果の評価と所見

農村開発公社については、平成12年度フォローアップ報告において要見直しとして提言された「一時貸付けタイプ事業」、農業経営改善支援センターについては、平成11年度報告において提言された「他法人との統合問題」について重点的に検討を行った。

また、新たに統合及び移管される、青い森振興公社及び酪農振興センターの業務に関しても、その受け入れについて検討した。

- (1) 農村開発公社の「一時貸付けタイプ事業」の運営見直し、特にリスク管理についての対策が当公社より提示された。これらの対策は今後の貸付契約については有効と評価される。一方、平成15及び16年度に売渡し時期を迎える多くの既契約分についての新たな対策はなく、売渡し時期超過のリスク発生の危惧は解消していない。

事前チェックと経営指導の徹底による予防を強化するよう特に要望する。

- (2) 農村開発公社と農業経営改善支援センターとの統合が、平成14年4月に行われることが県として決定した。これは平成11年度報告を踏まえたものであり、農業振興支援におけるハード及びソフト事業両面からの推進を一体化するという狙いは妥当なものと評価される。しかし、10月のヒアリング時に提示された計画によると機能面において農村開発公社へ統合される機能は新規就農関連業務のみであり、他は農業会議へ移管するものの、将来的には両法人の事務局の同一フロア化を図り業務の連携を強化していきたいとのことである。

これは現行の法規上の制約から両機関が統合できないことと、新規就農関連以外の業務については、農業会議が以前から行い、培ってきたノウハウを有効に活かそうとしたことによるとの回答である。

- (3) 農村開発公社に青い森振興公社が統合される事となり、またこれまで肉用牛開発公社に委託されていた酪農振興センターの業務も受託する事となった。これらの新規業務についても産業振興及び県土発展の観点から業務の質を高めることを強く要望する。

委員会としては次の3点、すなわち

他県においては、農業開発公社ほか関連2財団法人を統合（平成13年4月）し、農林水産業振興の中核的支援機能を一本化し、現時点では同一フロア化に止まっているものの、さらに農業会議とも事務局一元化を志向している事例が見られること

平成13年8月に農林水産省がまとめた新「農業構造改革推進のための経営政策」に基づく「効率的かつ安定的な農業経営体」確立を目指し、加工・流通分野への進出をも含めた今後の総合的な農業構造改革への取り組みの必要性

従来在所管課に加え、林政課及び畜産課も所管課として加わることから、円滑な公社運営を図るため、当面、各課の協力が必要になること

を踏まえて、農政の補完体制としての今後の在り方について、所管課を中心に現在進められている将来的なビジョンに基づいた検討の中でさらなる体制面の前進を望みたい。

3 提言

- (1) 長期的には、農業関連補助金が削減されることも予測されることから、公社として自主財源の確保に努める必要があると考える。現在の各種事業における手数料率は、他に比し本県は低位にある状況にあり、利用者の理解を得る中で引上げに努力されるよう要望する。

- (2) 今後は農地以外の林地も所管の対象となることから、各課入り会いの公社ではなく、将来的には農林畜産振興を総合的に図るために所管部門の一本化も検討するよう求める。

また、業務内容からして現在の公社の名称の変更も視野に入れていただきたい。